

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島地区及び三ツ頭島地区）の機能の確実な発揮を図るため、令和3年月日に次のとおり指示した。

令和3年 月 日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第 号

2 指示事項

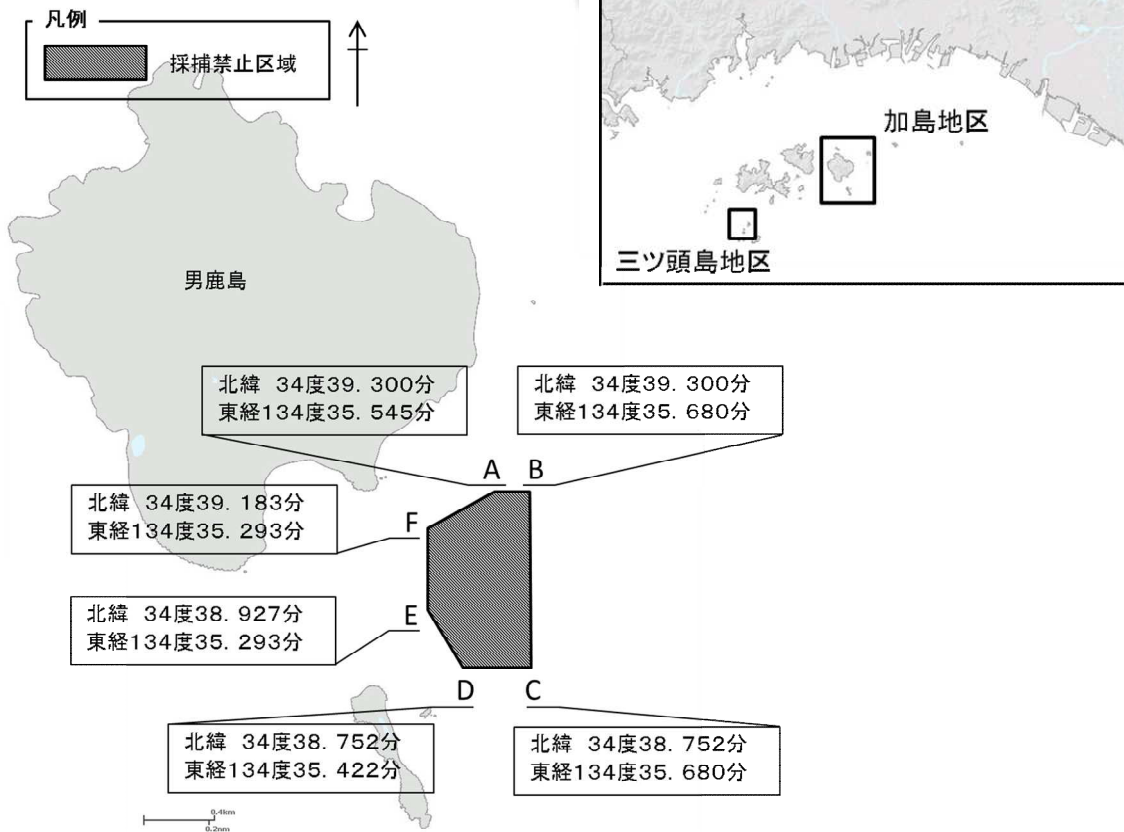
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

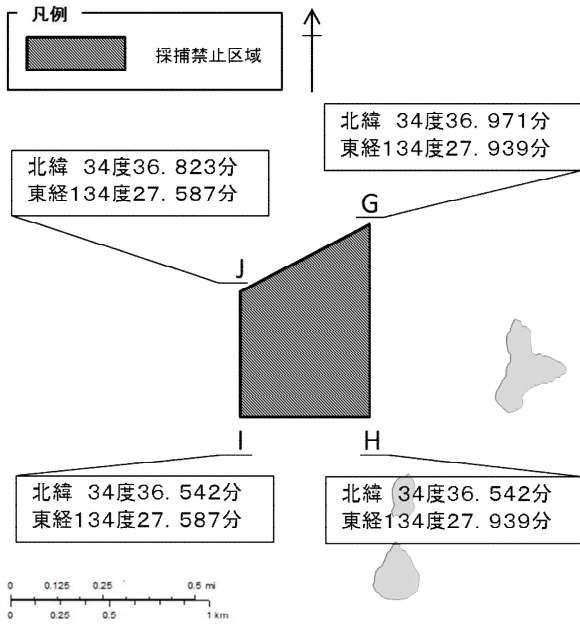
（各点の位置）

- A 北緯 34 度 39. 300 分、東経 134 度 35. 545 分
- B 北緯 34 度 39. 300 分、東経 134 度 35. 680 分
- C 北緯 34 度 38. 752 分、東経 134 度 35. 680 分
- D 北緯 34 度 38. 752 分、東経 134 度 35. 422 分
- E 北緯 34 度 38. 927 分、東経 134 度 35. 293 分
- F 北緯 34 度 39. 183 分、東経 134 度 35. 293 分
- G 北緯 34 度 36. 971 分、東経 134 度 27. 939 分
- H 北緯 34 度 36. 542 分、東経 134 度 27. 939 分
- I 北緯 34 度 36. 542 分、東経 134 度 27. 587 分
- J 北緯 34 度 36. 823 分、東経 134 度 27. 587 分

加島地区



三ツ頭島地区



3 指示の有効期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで